

茅ヶ崎市民文化会館太陽光発電設備等導入事業企画提案者選考会議要綱

(設置)

第1条 茅ヶ崎市民文化会館太陽光発電設備等導入事業について企画提案されたものを評価し、当該委託の相手方として適當と認められる者を選考するため、茅ヶ崎市民文化会館太陽光発電設備等導入事業企画提案者選考会議（以下「選考会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 選考会議は、茅ヶ崎市民文化会館太陽光発電設備等導入事業に係る企画提案のうち、最も優れた企画提案を有する者を選考する。

(組織)

第3条 選考会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、環境部長をもって充てる。
- 3 副会長は、文化スポーツ部文化推進課長をもって充てる。
- 4 委員は、経営総務部資産経営課長、くらし安心部防災対策課長、建設部建築課長をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、選考会議の会務を総理し、選考会議を代表する。

- 2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 選考会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 選考会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 選考会議の議事は、出席委員全員の一致により決定するものとする。ただし、意見が調わないときは、会長が委員の意見を参酌して決定するものとする。

(意見の聴取等)

第6条 選考会議は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(報告)

第7条 会長は、選考会議の会議結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 選考会議の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選考会議の運営に関し必要な事項は、会長が選考会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年1月30日から施行する。
- 2 この要綱は、会長が選考会議の会議結果を市長に報告した日の翌日に、その効力を失う。